

○国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則等の施行に伴う経過措置に関する法人規則

平成17年3月24日  
法人規則第23号

国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則等の施行に伴う経過措置に関する法人規則

(条件附採用に関する経過措置)

第1条 国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則(平成17年法人規則第7号。以下「本部等職員就業規則」という。)、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則(平成17年法人規則第12号。以下「附属病院就業規則」という。)及び国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則(平成17年法人規則第17号。以下「附属学校職員就業規則」という。)(以下これらを「本部等職員就業規則等」と総称する。)施行の際現に条件附採用とされている者については、本部等職員就業規則等により試用期間の適用を受けたものとみなし、既に経過した条件附採用の期間は、本部等職員就業規則第7条、附属病院職員就業規則第7条又は附属学校職員就業規則第7条に規定する試用期間に通算する。

(派遣による転任に関する経過措置)

第2条 本部等職員就業規則等施行の際現に国、地方公共団体、他の国立大学法人その他の法人等に派遣されている者については、本部等職員就業規則等により派遣されたものとみなし、既に経過した派遣期間は、本部等職員就業規則第13条、附属病院職員就業規則第13条又は附属学校職員就業規則第12条に規定する派遣の期間に通算する。

(休職に関する経過措置)

第3条 本部等職員就業規則等施行の際現に休職している者については、本部等職員就業規則等の規定により休職したものとみなし、既に経過した休職期間は、本部等職員就業規則第20条、附属病院職員就業規則第20条又は附属学校職員就業規則第18条に規定する休職の期間に通算する。

(産前産後休業に関する経過措置)

第4条 本部等職員就業規則等施行の際現に産前産後休業している者については、本部等職員就業規則等により産前産後休業したものとみなし、既に経過した休業期間は、本部等職員就業規則第25条、附属病院職員就業規則第25条又は附属学校職員就業規則第22条に規定する休業の期間に通算する。

2 本部等職員就業規則等の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに産前産後休業を請求し、施行日以降に当該休業を取得しようとしている者については、本部等職員就業規則等の規定により請求したものとみなす。

(育児休業に関する経過措置)

第5条 本部等職員就業規則等施行の際現に育児休業している者については、本部等職員就業規則等により育児休業したものとみなし、既に経過した休業期間は、本部等職員就業規則第26条、附属病院職員就業規則第26条又は附属学校職員就業規則第23条に規定する休業の期間に通算する。

2 本部等職員就業規則等の施行日の前日までに育児休業を申し出て、施行日以降に当該休業を取得しようとしている者については、本部等職員就業規則等の規定により申し出たものとみなす。

(介護休業に関する経過措置)

第6条 本部等職員就業規則等施行の際現に介護休業している者については、本部等職員就業規則等により介護休業したものとみなし、既に経過した休業期間は、本部等職員就業規則第28条、附属病院職員就業規則第28条又は附属学校職員就業規則第25条に規定する休業の期間に通算する。

2 本部等職員就業規則等の施行日の前日までに介護休業を申し出て、施行日以降に当該休業を取得しようとしている者については、本部等職員就業規則等の規定により申し出たものとみなす。

(介護部分休業に関する経過措置)

第7条 本部等職員就業規則等施行の際現に介護部分休業をしている者については、本部等職員就業規則等の規定により介護部分休業を承認したものとみなす。

2 本部等職員就業規則等の施行日の前日までに介護部分休業を請求し、施行日以降に当該休業を取得しようとしている者については、本部等職員就業規則等の規定により承認したものとみなす。

(研修休業に関する経過措置)

第8条 本部等職員就業規則等施行の際現に研修休業している者については、本部等職員就業規則等の規定により研修休業を承認したものとみなし、既に経過した休業期間は、本部等職員就業規則第31条、附属病院職員就業規則第31条又は附属学校職員就業規則第28条に規定する休業の期間に通算する。

2 本部等職員就業規則等の施行日の前日までに研修休業を申し出て、施行日以降に当該休業を取得しようとしている者については、本部等職員就業規則等の規定により承認したものとみなす。

(職務命令に基づく長期研修等に関する経過措置)

第9条 本部等職員就業規則等施行の際現に長期研修を命ぜられている者については、本部等職員就業規則等の規定により長期研修を命ぜられたものとみなす。

(再任用に関する経過措置)

第10条 本部等職員就業規則等施行の際現に再任用されている者のうち当該再任用の更新が認められ、施行日の前日までに1年を超えない範囲内で任期を定めて職員に採用されることを予定している者については、本部等職員就業規則等の規定により更新したものとみなす。

(兼業の許可に関する経過措置)

第11条 本部等職員就業規則等施行の際現に兼業を許可されている者については、本部等職員就業規則等の規定により申請又は届出したものとみなし、当該兼業に係る従事時間は、本部等職員就業規則第45条、附属病院職員就業規則第45条又は附属学校職員就業規則第42条に規定する1年間の総従事時間数に通算する。

(教員の研修に関する経過措置)

第12条 本部等職員就業規則等施行の際現に研修をしている者については、本部等職員就業規則等の規定により承認したものとみなす。

2 本部等職員就業規則等の施行日の前日までに研修を申し出て、施行日以降に研修を開始しようとしている者については、本部等職員就業規則等の規定により承認したものとみなす。

附 則

この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。